

支所長指示第1号

平成12年1月11日

札幌拘置支所長 山田 勲

死刑確定者に視聴させるテレビ番組等について

死刑確定者に視聴させるテレビ番組等を下記のとおり定め、平成12年1月17日から施行する。

記

1 定期視聴番組

- (1) 毎週1回、おおむね2時間程度のテレビ番組を視聴させる。
- (2) テレビ視聴は、原則として毎週月曜日とする。

2 特別視聴番組

- (1) 大相撲（午後4時から実況放送終了まで）
 - ア 大相撲14日目
 - イ 本場所千秋楽
- (2) 野球中継（実況放送とする。）
 - ア 札幌円山球場でのプロ野球中継
 - イ プロ野球日本シリーズのマジック1以降の対戦
 - ウ 高校野球大会（春・秋）における道内出場校の対戦
- (3) Jリーグ（原則として実況放送とする。）
 - ア 札幌市内（又は近郊）の球技場で行われるリーグ戦
 - イ シリーズ優勝決定戦のうち第2試合以降の対戦
 - ウ ワールドカップにおける日本チームの対戦（状況により録画）
- (4) 大晦日（午後7時から元日午前零時15分までの実況放送とする。）
 - ア 日本レコード大賞
 - イ NHK紅白歌合戦
 - ウ 「ゆく年、くる年」
- (5) オリンピックの総集編（実況又は録画放送を視聴させる。）
- (6) 国民的な皇室行事（適当な番組を選定し、実況放送を視聴させる。）

3 その他

- (1) テレビ視聴は、原則として個別に実施する。
- (2) 定期視聴番組の選定に当たっては、死刑確定者の心情安定に資するよう配慮すること。
- (3) テレビ視聴は、前記2の(4)を除いて、就寝時間以降起床時間までの間は実施しないこと。
- (4) 死刑確定者が規律違反の容疑等により、「取調中」のときは、テレビ視聴をさせないことがある。
- (5) 死刑確定者が、別紙1に定めるテレビ視聴心得に反する行為をしたときは、情状により、中止又は相当と思慮する期間、当該死刑確定者に対し、テレビ視聴を停止することもできる。
- (6) 懲罰執行中は、テレビ視聴はさせない。
- (7) 視聴させるテレビ番組は、別紙様式の「テレビ視聴実施簿」により、事前に決裁を受けた後、実施すること。

別紙 1

テレビ視聴心得

テレビ視聴に当たっては、下記の事項を遵守すること

(視聴位置)

- 1 テレビの視聴位置は、別図のとおりとし、貸与中の小机をテレビ台として視聴すること。

(視聴方法)

- 2 テレビは、他の被収容者の迷惑にならないよう音量を小さくして視聴すること
(操作)

- 3 テレビは、あらかじめ、番組を指定してあるので、チャンネルを勝手に操作しないこと。また、テレビ及び付属品は丁寧に取扱い、破損等のないようにすること

(視聴要領)

- 4 横臥したり、寝具を使用してのテレビ視聴は認めない。また、視聴中は、大声を発する等の舍房の静しつをを乱す行為はしないこと。

(視聴停止)

- 5 この心得に違反する行為があった場合又はテレビ視聴について、職員の指示・指導に従わない場合は、情状により相当期間テレビの視聴を中止又は停止することがある。

別 図 テレビ視聴位置等



